

令 和 元 年 度

倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

倉 敷 市 監 査 委 員

監 第 43 号
令和2年8月17日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市監査委員	竹 内 道 宏
倉敷市監査委員	長谷川 威
倉敷市監査委員	原 熱
倉敷市監査委員	原 田 龍 五

令和元年度倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率並びに証書類を審査した結果、その意見は、次のとおりである。

目次

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
1	算定対象会計	-----	2
2	健全化判断比率	-----	3
(1)	実質赤字比率	-----	4
(2)	連結実質赤字比率	-----	5
(3)	実質公債費比率	-----	6
(4)	将来負担比率	-----	9
3	資金不足比率	-----	11
(1)	法適用企業	-----	12
(2)	法非適用企業	-----	12
第5	審査意見	-----	13

(注)

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和元年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月21日から令和2年8月17日まで

第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

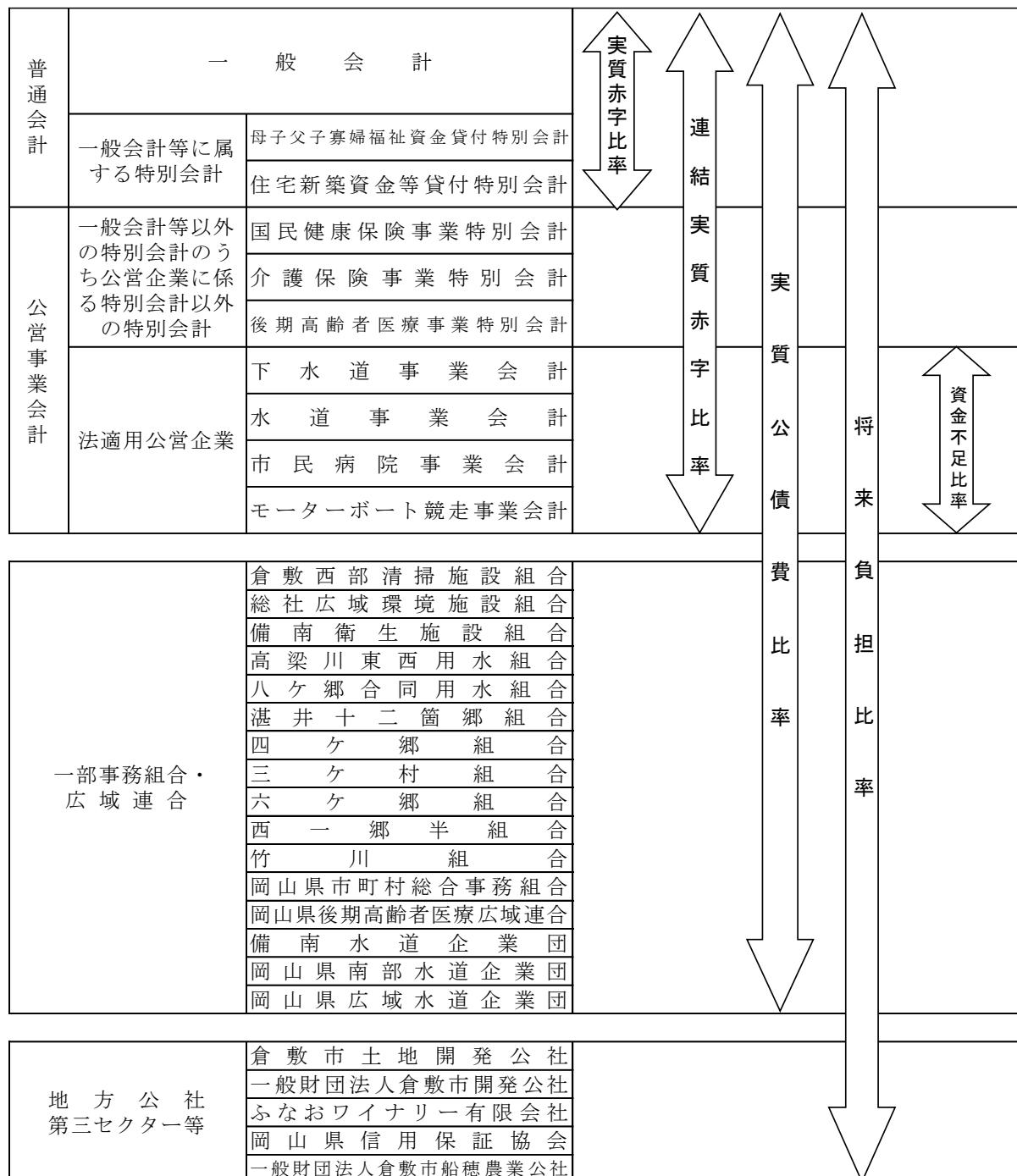
第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。



第三セクターのうち、要件に該当しない団体（債務補償契約を締結していない等）

- ・倉敷市開発ビル株式会社
- ・くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社
- ・社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団
- ・公益財団法人倉敷市文化振興財団
- ・公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団
- ・公益財団法人倉敷市保健医療センター

※当年度から下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行している。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%， ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△5.90)	— (△5.17)	— (△0.73)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△30.75)	— (△24.80)	— (△5.95)	16.25	30.00
実質公債費比率	4.7	5.3	△0.6	25.0	35.0
将来負担比率	43.1	47.9	△4.8	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

各比率の（ ）内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

当年度の実質公債費比率は 4.7% で、前年度に比べ 0.6 ポイント改善し、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。

将来負担比率は 43.1% で、前年度に比べ 4.8 ポイント改善し、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

[早期健全化基準、財政再生基準の適用]

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」、「財政再生基準」の 2 段階で財政悪化をチェックすることが目的である。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

実質収支額は 63億1,937万円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ △5.90%となり、前年度に比べ 0.73ポイント黒字の比率が上昇している。

(単位：%， ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	増減
本市の参考比率 A/B	△5.90	△5.17	△0.73

(単位:千円, %)

区分	実質収支額		増減額	増減率
	令和元年度	平成30年度		
一般会計	7,364,838	6,639,008	725,830	10.9
一般会計等に属する特別会計	△1,045,464	△1,055,791	10,327	△1.0
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	6,306	898	5,408	602.2
住宅新築資金等貸付特別会計	△1,051,770	△1,056,689	4,919	0.5
合 計 A	6,319,374	5,583,217	736,157	13.2
標準財政規模 B	106,994,822	107,810,088	815,266	△0.8

実質収支額の3会計の合計は 63億1,937万円で、前年度に比べ 7億3,615万円(13.2%)の増加となっている。これは主として、一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位:千円, %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
標準税収入額等	89,958,513	88,037,929	1,920,584	2.2
普通交付税額	10,846,787	11,591,886	△745,099	△6.4
臨時財政対策債	6,189,522	8,180,273	△1,990,751	△24.3
合 計	106,994,822	107,810,088	△815,266	△0.8

(注) 標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は、標準税収入額等 899億5,851万円、普通交付税額 108億4,678万円、臨時財政対策債 61億8,952万円の合計額 1,069億9,482万円である。標準財政規模は前年度に比べ 8億1,526万円 (0.8%) の減少となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

連結実質収支額等は 329億217万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ △30.75%となり、前年度に比べ 5.95ポイント黒字の比率が上昇している。

(単位：%， ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	増減
本市の参考比率 (A+B) / C	△30.75	△24.80	△5.95

(単位：千円， %)

会計名		実質収支額			
		令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
一般会計等		6,319,374	5,583,217	736,157	13.2
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	419,841	656,760	△236,919	△36.1
	介護保険事業特別会計	492,562	480,062	12,500	2.6
	後期高齢者医療事業特別会計	18,908	180,439	△161,531	△89.5
小計 A		7,250,685	6,900,478	350,207	5.1
会計名		資金剩余额			
		令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
法適用企業	下水道事業会計	3,732,569	—	3,732,569	皆増
	水道事業会計	5,753,237	5,183,919	569,318	11.0
	市民病院事業会計	417,251	325,376	91,875	28.2
	モーター埠頭競走事業会計	15,748,430	14,323,804	1,424,626	9.9
法非適用企業	下水道事業特別会計	—	0	0	—
	農業集落排水事業特別会計	—	8,925	△8,925	皆減
小計 B		25,651,487	19,842,024	5,809,463	29.3
合計 A+B		32,902,172	26,742,502	6,159,670	23.0
標準財政規模 C		106,994,822	107,810,088	△815,266	△0.8

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 61億5,967万円（23.0%）の増加となっている。これは主として、下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことにより、資金剩余额が皆増となったこと及びモーター埠頭競走事業会計の資金剩余额が増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金（市債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(元利償還金 A + 準元利償還金 B) - (特定財源 C + 元利償還金 \cdot 準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)}{(標準財政規模 E) - (元利償還金 \cdot 準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)} \text{の } 3\text{か年平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：%， ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	増 減
実質公債費比率（3か年平均）	4.7	5.3	△0.6

実質公債費比率算定の内訳は、次表のとおりである。

(単位：千円， %)

区分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
A 元利償還金	15,860,235	15,669,782	15,320,060
B 準元利償還金	8,039,887	12,020,718	11,999,324
C 特定財源	3,775,701	5,085,479	5,175,851
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	16,453,531	17,861,847	17,810,016
E 標準財政規模	106,994,822	107,810,088	107,167,476
単年度実質公債費比率	4.1	5.3	4.8

(注) 平成28年度の単年度実質公債費比率は、6.0%である。

当年度の実質公債費比率は4.7%で、前年度に比べ0.6ポイント改善している。これは、3か年の平均値であり、当年度の単年度実質公債費比率4.1%が、平成28年度の当該比率6.0%を下回ったことによるものである。

(ア) 元利償還金、準元利償還金の状況について

(単位:千円, %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等)(注1)	15,860,235	15,669,782	190,453	1.2
準元利償還金(注2)	8,039,887	12,020,718	△3,980,831	△33.1
下水道事業会計	6,884,222	—	6,884,222	皆増
下水道事業特別会計	—	10,795,564	△10,795,564	皆減
農業集落排水事業特別会計	—	59,261	△59,261	皆減
水道事業会計	5,118	8,795	△3,677	△41.8
市民病院事業会計	156,004	87,936	68,068	77.4
一部事務組合	43,390	44,870	△1,480	△3.3
公債費に準ずる債務負担行為額	427,122	540,920	△113,798	△21.0
満期一括償還地方債に係る年度割相当額ほか	524,031	483,372	40,659	8.4
合 計	23,900,122	27,690,500	△3,790,378	△13.7

※当年度から下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が公営企業会計に移行している。

(注1) 元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ37億9,037万円(13.7%)の減少となっている。これは主として、下水道事業会計の算定方法の変更により、準元利償還金が減少したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円, %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
国、県からの利子補給	114,461	109,007	5,454	5.0
貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金	12,978	6,306	6,672	105.8
公営住宅使用料	244,557	264,965	△20,408	△7.7
都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税	3,403,705	4,705,201	△1,301,496	△27.7
合 計	3,775,701	5,085,479	△1,309,778	△25.8

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は、前年度に比べ13億977万円(25.8%)の減少となっている。これは主として、都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税が減少したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円, %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	13,866,053	15,186,003	△1,319,950	△8.7
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金 (注2)	102,938	83,179	19,759	23.8
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (注3)	2,484,540	2,592,665	△108,125	△4.2
合計	16,453,531	17,861,847	△1,408,316	△7.9

(注1) 臨時財政対策債や公防債、合併特例債の償還金が主なものである。

(注2) 一般会計出資債及び病院事業債の償還金である。

(注3) 下水道費や道路橋りょう費の市債償還金が主なものである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ14億831万円(7.9%)の減少となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額算入額が減少したことによるものである。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等）B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：%， ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	増減
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	43.1	47.9	△4.8

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

(単位：千円， %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
A 将来負担額	309,416,601	312,944,299	△3,527,698	△1.1
B 充当可能な財源 (基金・特定歳入等)	270,323,549	269,819,237	504,312	0.2
(A-B) 計	39,093,052	43,125,062	△4,032,010	△9.3
C 標準財政規模	106,994,822	107,810,088	△815,266	△0.8
D 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	16,453,531	17,861,847	△1,408,316	△7.9
(C-D) 計	90,541,291	89,948,241	593,050	0.7

将来負担比率は 43.1% で、前年度に比べ 4.8 ポイント改善している。これは主として、将来負担額が 35 億 2,769 万円減少したことによるものである。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円, %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
市債の現在高	190,468,690	182,093,532	8,375,158	4.6
債務負担行為に基づく支出予定額	3,048,726	2,653,985	394,741	14.9
公営企業債等繰入見込額	95,153,797	107,802,577	△12,648,780	△11.7
組合等への負担等見込額	79,858	159,054	△79,196	△49.8
退職手当負担見込額	20,508,586	20,084,793	423,793	2.1
設立法人の負債額等負担見込額	156,944	150,358	6,586	4.4
合計	309,416,601	312,944,299	△3,527,698	△1.1

将来負担額は 3,094億1,660万円で、前年度に比べ 35億2,769万円 (1.1%) の減少となっている。これは主として、市債の現在高が平成30年7月豪雨災害による災害復旧事業債の発行などにより増加したものの、公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものである。

(イ) 充當可能な財源（基金・特定歳入など）の状況について

(単位:千円, %)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (注1)	35,624,596	34,352,053	1,272,543	3.7
充当可能な特定歳入 (注2)	40,941,428	44,029,503	△3,088,075	△7.0
うち都市計画税	37,100,397	40,026,956	△2,926,559	△7.3
基準財政需要額へ算入される見込額 (注3)	193,757,525	191,437,681	2,319,844	1.2
合計	270,323,549	269,819,237	504,312	0.2

(注1) 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注2) 市債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

(注3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など26基金 356億2,459万円、都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税などの特定歳入 409億4,142万円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額 1,937億5,752万円で、全体では 2,703億2,354万円となっている。これを前年度と比べると 5億431万円 (0.2%) の増加となっている。これは充当可能な特定歳入が減少したものの、基準財政需要額へ算入される見込額及び充当可能な基金が増加したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：%， ポイント)

区分	令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
下水道事業会計	— (△47.32)	—	—	20.0
水道事業会計	— (△75.55)	— (△76.54)	(0.99)	
市民病院事業会計	— (△12.47)	— (△11.62)	(△0.85)	
モーターボート競走事業会計	— (△34.65)	— (△39.03)	(4.38)	

(注) 資金不足比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の（ ）内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

いずれの会計も資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

参考としての比率を求めたところ、法適用企業では、水道事業会計は△75.55%となり前年度に比べ0.99ポイント、モーターボート競走事業会計は△34.65%となり前年度に比べ4.38ポイントといずれも低下したが、市民病院事業会計は△12.47%となり前年度に比べ0.85ポイント上昇している。なお、下水道事業会計は△47.32%であるが、当年度より法適用のため前年度及び増減の数値はない。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剩余额の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	会計年度	A 負債等 (注 1)	B 建設改良費等以 外の経費の財源 に充てるために 起こした地方債 の 現 在 高	C 資産等 (注 2)	D 解消可 能資金 不足額	資金剩余额	E 事業規模
下水道 事業会計	令和元年度	1,274,921	0	5,007,490	0	3,732,569	7,887,348
	平成30年度	-	-	-	-	-	-
	増減額	1,274,921	0	5,007,490	0	3,732,569	7,887,348
水道事業会計	令和元年度	2,035,779	0	7,789,016	0	5,753,237	7,614,724
	平成30年度	1,718,339	0	6,902,258	0	5,183,919	6,773,207
	増減額	317,440	0	886,758	0	569,318	841,517
市民病院 事業会計	令和元年度	325,427	0	742,678	0	417,251	3,346,170
	平成30年度	345,727	0	671,103	0	325,376	2,801,224
	増減額	△20,300	0	71,575	0	91,875	544,946
モーター・ボート競走 事業会計	令和元年度	4,212,886	0	19,961,316	0	15,748,430	45,444,165
	平成30年度	4,801,372	0	19,125,176	0	14,323,804	36,699,437
	増減額	△588,486	0	836,140	0	1,424,626	8,744,728

(注 1) 負債等=流動負債－（控除企業債等+控除未払金等+控除額+PFI建設事業費等）

(注 2) 資産等=流動資産－（控除財源+控除額）

比率は次の算式によるが、各会計とも資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

$$\text{資金不足額} \quad \{ (\text{負債等 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{資産等 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{事 業 規 模 E}}{\text{事 業 規 模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剩余额は、水道事業会計で 57億5,323万円となり前年度に比べ 5億6,931万円、市民病院事業会計で 4億1,725万円となり前年度に比べ 9,187万円、モーター・ボート競走事業会計で 157億4,843万円となり前年度に比べ 14億2,462万円といずれも増加となっている。なお、下水道事業会計は 37億3,256万円であるが、当年度より法適用のため皆増となっている。

(2) 法非適用企業

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が当年度より法適用企業へ移行したため、対象はない。

第5 審査意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字となっているため、数値として表示されない。

実質公債費比率については前年度と比較して0.6ポイント改善の4.7%，また、将来負担比率についても前年度と比較して4.8ポイント改善の43.1%となっている。これは主として、実質公債費比率については下水道事業会計の企業債償還額のうち一般会計等が負担する額の減少によるものであり、また、将来負担比率については下水道事業会計が将来返済することとなる企業債残高のうち一般会計等の負担が見込まれる額の減少によるものであり、いずれも、下水道事業の公営企業会計移行に伴う算定方法の変更によるものである。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額を生じていないため、数値として表示されない。

このように、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を、いずれも下回っている。

本市では、災害からの復旧・復興、少子高齢化社会への対応や防災・減災対策などの課題に加え、現在、新型コロナウイルス感染症対策など新たな行政需要への対応を行っている。こうした社会経済状況の不測の変化に適切に対応するためには、健全な財政運営を維持していく重要性があらためて認識できたところである。

今後とも、健全化判断比率等の改善につながる負債の縮減や基金の確保に取り組み、特に市債の発行については、災害復旧事業債など止むを得ないものを除き、基金残高等財政規律とのバランスを念頭に置いて検討するなど、今後とも、更なる健全な財政運営、健全な企業経営に向けて一層の努力を期待するものである。